

4 児童相談所、一時保護所の施設整備について

1 児童相談所

- 整備方針
既存の区有施設を活用する。子ども子育てに関する複合施設とし、保育所など子育て支援施設と併設予定。
- 設置場所
区立総合福祉センター機能移転後跡
(世田谷区松原6-4-1-7)

2 一時保護所

- 整備方針
他自治体との広域連携を前提に、区単独で設置する。
- 定員 25名程度
- 設置場所
児童相談所の近接地での設置を視野に、既存の区有施設の活用または新規建設で検討を行う。
- その他
都に対して世田谷児童相談所の建物の移譲を求め、一時保護所への転用も視野に検討を行う。

5 その他

- 社会的養護の拡充について
里親や施設養護等について、広域対応のための連携体制を構築する。
また、里親やファミリーホームの普及啓発や養育里親への支援を進める。
施設養護については、児童相談所設置後の新たな施設整備も視野に検討する。
- その他検討事項
以下について、体制等を構築する。
 - ・ 情報システムの構築
 - ・ 夜間休日対応
 - ・ 警察、家庭裁判所との連携